

## 第6回 法律行為と意思表示

2013/04/26

松岡 久和

### 【法律行為の問題構造】（佐46-48頁）

- ①法律行為の成立 → 契約の成立を中心に
- ②法律行為の解釈 → 契約の内容の確定を中心に
- ③法律行為の有効性 → 不完全な意思表示・法律行為の自由と限界（第7回～第12回講義）
- ④法律行為の効力発生 → 条件・期限（第13回講義）
- ⑤代理 → 第15回～第18回講義

### 【法律行為の成立－契約を中心に】（E105-115頁・111頁コラム⑥、佐49-66頁）

**Case 6-1** 次の場合、完全な行為能力者であるYは、代金を支払う必要があるか。

- 1) YはXの販売員に「アンケートをお願いします」と言われ、アンケート用紙と思われる紙に署名したところ、後日覚えのない商品と請求書が送られてきた場合
- 2) 1)の事例でYがXに苦情を述べたところ、Yが署名した「アンケート用紙」と表題のついた紙の最後に「モニターとして商品の購入を申し込みます」との一文が印刷されている、という事実をXが示した場合
- 3) YはXから運送中の船荷である外国語で表示された鮫肉を鯨肉と思い込んで注文したところ、Yも同じように思い違いをして鯨肉として売買契約を結んだ場合
- 4) 東京育ちのYは大阪に出張中、うどん屋Xで「天かす入りの蕎麦」のつもりで「たぬき」を注文したところ、「あげ入りのうどん」が出てきて場合
- 5) Yは居宅の建築を頼む際に「冷暖房エアコン」の趣旨でX工務店に「クーラー」の設置を頼んだが、設置されたのは冷房専用機であった場合
- 6) 5)の例でX工務店もYの注文が「冷暖房エアコン」だと知っていた場合
- 7) YはX所有の「土佐丸」の購入を申し込み、Xは承諾した。ところが、Xは第1・第2土佐丸と2隻の土佐丸を所有しており、Yが買受を希望したのは第1土佐丸、Xが売却に承諾したのは第2土佐丸であった場合（石田喜久夫編『民法総則』〔磯村保〕145-146頁（法律文化社、1985年）より）

#### 1 契約の成立

- ・ **原則** 諾成主義－双方の意思表示が合致すれば（合意が成立すれば）契約は成立
- ・ **例外** 要式契約（例 保証契約、任意後見契約）、要物契約（例 消費貸借契約、質権設定契約）

#### 2 意思表示の構造と意思表示の成立及び意思表示の合致に必要なレベル

##### 2-1 意思表示の構造

- ・ 動機→効果意思→表示意思（表示意識）→表示行為
- ・ 効果意思：一定の法律効果を生じさせようとする意思

##### 2-2 表示行為は不可欠

- ・ Case 6-1 1)のアンケートへの署名は、客観的にも商品購入契約の申込みとは評価されない→意思表示は不成立→意思表示を要素とする法律行為（ここでは、合意＝意思表示の合致＝契約）も不成立

##### 2-3 表示意思（表示意識）の要否については考え方が別れる

- ・ 不要説（通説） vs 必要説
- ・ 両説の違い 2)の場合に結論がわかる。通説では、Xの詐欺が立証できない場合や、表意者Yに重過失があったり（95条ただし書）、相手方XがYの錯誤につき認識可能性を欠くことから（有力説）、Yが錯誤無効を主張できない場合には、契約が拘束力を持つことがありうる。この事例では明らかに詐欺として取消しを認めてよいだろう。

- 2-4 効果意思が欠けていたり不完全であっても意思表示は表示の客観的意味で成立するのが原則
- ・効果意思の不存在・効果意思形成過程での瑕疵→93条以下の意思表示の効力の問題  
→意思表示の合致は、**客観的な表示**が一致するか否かで判断（客観説）
  - ・3)では鮫肉の売買契約が成立するが、双方錯誤で契約は結局無効
  - ・4)では、意思表示のなされた大阪の言語慣行に従って、「あげ入りうどん」の契約が成立。後は、Yが錯誤無効を主張できる可能性が残るだけ
  - ・5)では、通常の意味に従って冷房専用機の設置契約が成立。後は、Yが錯誤無効を主張できる可能性が残る
- 2-5 「**誤表は害さず falsa demonstratio non nocet**」（客観的判断の例外）
- ・3)でXが鮫肉を引き渡したらYは不履行だと主張できる。
  - ・6)でX・Yの意思表示は、「クーラー」という表示を使っていたが「冷暖房エアコン」の設置という内容で合致しているなら、表示の一般的意味にかかわらず合致した意思どおり成立。→Yは契約どおりの「冷暖房エアコン」の設置を要求できる。

**ポイント** 客観説ではこれらはあくまで例外

例外も取り込んで新たな考え方を提示しているのが**付与意味基準説**

: ①主観的解釈を優先（契約における合意の優先）。「誤表は害さず」は、当然の原則

②両者が表示に付与した意味が一致しなければ、いずれの意味付与が正当かを問う。そこでも、当事者の事情や取引慣行が、客観的・一般的な表示の意味より優先される。（国際物品売買条約 CISG 8条\*）もこの考え方と同じ。 **\*末尾に条文を引用。**

- 2-6 表示の客観的意味が確定できず意思が不合致の場合
- ・客観的解釈説だと、契約は不成立。これに対し、付与意味基準説によれば、客観的意味が確定できなくても、7)では「土佐丸」という表示に与えた「第1土佐丸」「第2土佐丸」という意味づけのいずれかが正当だと確定できればそれで合意が成立し、それでも確定できなければ、合意不成立。

**判例** 大判昭19年6月28日民集23巻387頁（百15：生糸製造権売買事件－廃業補償金算入の有無で意思不合致）

### 3 意思表示の成立と効力発生

#### 3-1 対話者と隔地者

#### 3-2 意思表示の成立

- ・**原則** 意思表示で成立→表意者の発信後の死亡・能力喪失があっても有効（97条2項）
- ・**例外** 契約の申込みで、①申込者が、自己の生存・能力者たることを条件や前提としている場合、②相手方が死亡や能力喪失を知っている場合（525条）

#### 3-3 意思表示の効力発生時点

- ・**原則** **到達主義**（97条1項）  
→a)到達前の撤回が可能。b)不着や延着の危険は発信者が負担（Case 6-2 1）。
- ・**例外** **発信主義**（20条）：制限能力者側の催告に対する回答  
契約承諾の意思表示（526条1項）：承諾発信時に契約が成立。以後の承諾の撤回を許さず契約関係を早期に確定する趣旨。

※電子消費者契約法4条は到達主義の原則へ回帰。国際的には到達主義での統一傾向。

特定商取引法9条2項・割賦販売法35条の3の10第2項などクーリング・オフ cooling off等  
会社法299条－株主総会招集通知

#### 3-4 到達の時期－主として取消しや解除など**単独行為**で問題（催告は準法律行為）

**Case 6-2** XはYが家賃を滞納したので、「今月末までに滞納家賃を支払わなければ賃貸借契約を解除する」という旨の手紙を出した。Yが月末までに滞納家賃を支払わなかったためXが契約の解除を主張する次の各場合において、XはYに立ち退きを請求できるか（催告も解除も到達しないと効力を発生しないが、各場合に到達したか）。

- 1) Xの手紙がYの隣家Z宅に誤配達された場合
- 2) YがXの手紙を読まずに棄てた場合
- 3) Yの留守中に来た手紙を妻Aが受け取ってYに渡し忘れた場合
- 4) Yの留守中に同居人BがYの不在を理由に書留の受取りを拒んだ場合

- 5) Yが家賃催促の手紙と察知して手紙の受領を拒んだ場合
- 6) Xが学生Yが帰省して下宿にいないのを知りながら下宿宛に手紙を出した場合

・ **原則** 相手方の支配圏内に入れば現実に読まれなくても到達したものと扱う。  
名宛人本人が受領することを要しない

**判例** P I 105（解除通知を代表取締役の娘が受領して机に入れ失念した事例）

- 例外**
- ① 不当な受領拒絶→到達を擬制←→正当な受領拒絶→現実の到達時
  - ② 不在配達通知書から差出人がわかり郵便物の内容を推知できた場合

**判例** P I 106：留置期間満了時で到達

- ③ 不在時を狙った郵送→信義則上不到達とすべきではないか。

**コラム** 書留郵便と配達証明 E111頁コラム②参照

### 3-5 意思表示の受領能力（98条の2）

- ・ 未成年者・成年被後見人には受領能力なし→不到達  
もともと、法定代理人がその意思表示を知れば到達したものと主張可
- ・ 被保佐人・被補助人には受領能力有→到達
- ・ 対話者間でも言葉がその場で通じない場合は、了知の具体的可能性が問題になりうる

### 3-6 相手方やその所在が不明の場合→公示による意思表示（98条）

## 【法律行為・意思表示の解釈】（E112-115頁、佐67-76頁）

### 1 解釈の必要性

- ・ 有効解釈の原則／解釈によっても内容が確定できない法律行為は無効。

### 2 契約解釈の方針や基準

#### 2-1 狭義の解釈

- ・ 客観的解釈説 vs 付与意味基準説 ←表示主義 vs 意思主義の反映

両者は当事者意思の探求を例外視するか原則視するかで異なる。付与意味基準説では、当事者意思が合致している場合には、表示の客観的意味によって両当事者の望んでいない効果への拘束を認めるべきでないとする。

#### 2-2 補充的契約解釈と任意規定の適用

**Case 6-3** レストランで会食をしたYは、持ち合わせがないことに気づき、友人Xから1万円を借りたが、いつ返還するかについて何も定めなかった。次の場合、Xはいつの時点でYから返還を請求できるか。

- 1) Yが「財布を忘れた」と述べたのを聞いて貸してやった場合
- 2) Yが「今月はピンチだ」と述べたのを聞いて貸してやった場合
- 3) Yが何も言わずXも何も聞かずに貸してやった場合（加藤雅I第2版202-203頁より）

**Case 6-4** X医師とY医師は診療所を交換する契約を結んだが、9か月後にY医師は新しい場所が気に入らず以前の開業場所付近に新しい診療所を建てた。XはYに対して、付近での営業を差し止めることができるか（ケッツ223-225頁より）。

- ・ 当事者の意思の尊重。客観的解釈を重視する立場は補充的契約解釈には消極的。

#### 2-3 慣習法による補充（92条）

- ・ **法適用通則法3条**＝慣習法、民法92条＝事実たる慣習とする見解が通説？

・ **判例** P I 67（「塩釜ルール入」事件）

※契約成立の判定や契約解釈の基準となる（主として言語）慣習とは別

#### 2-4 任意規定による解釈と補充

#### 2-5 信義則・条理による補充→時には「意味の持ち込み」による修正的解釈となる

- ・ **例文解釈や当事者の合理的意思による制限**

**判例** 最判昭和43年3月15日民集22巻3号587頁（P II 333：一切の損害賠償請求権を放棄する和解契約中の条項の効

力は後遺症には及ばない)

PI 68 (大豆粕売買における「深川渡」の意味と信義則上の問い合わせ義務)

### 3 遺言の解釈の特殊性

- ・ 契約以上に真意の探求に重点が置かれる。
- ・ 有効解釈の原則や補充的遺言解釈については、法定相続重視の考え方は否定的な態度をとる。

#### 【参考文献】(より進んだ勉強のために)

池田真朗「準法律行為」池田ほか『マルチラテラル民法』19頁以下(有斐閣、2002年)

ハイン・ケッツ(潮見佳男=中田邦博=松岡久和訳)『ヨーロッパ契約法I』第7章「契約の解釈」〔中田邦博担当〕207-239頁(法律文化社、1999年)

山本敬三「補充的契約解釈」論叢119巻2号~120巻3号(1986年)

浦野由紀子「遺言の補充的解釈」民商115巻1号・2号(1996年)

#### 国際物品売買契約法

##### 8条〔当事者の行為の解釈〕

- (1) この条約の適用上、当事者の一方が行った言明その他の行為は、相手方が当該当事者の一方の意図を知り、又は知らないことはあり得なかった場合には、その意図に従って解釈する。
- (2) (1)の規定を適用することができない場合には、当事者の一方が行った言明その他の行為は、相手方と同種の合理的な者が同様の状況の下で有したであろう理解に従って解釈する。
- (3) 当事者の意図又は合理的な者が有したであろう理解を決定するに当たっては、関連するすべての状況(交渉、当事者間で確立した慣行、及び当事者の事後の行為を含む。)に妥当な考慮を払う。

##### 9条〔慣習及び慣行〕

- (1) 当事者は、合意した慣習及び当事者間で確立した慣行に拘束される。
- (2) 当事者は、別段の合意がない限り、当事者双方が知り、又は知っているべきであった慣習であって、国際取引において、関係する特定の取引分野において同様の契約をする者に広く知られ、かつ、それらの者により通常遵守されているものが、黙示的に当事者間の契約又はその成立に適用されることとしたものとする。